

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の 公務災害補償に関する法律の一部を改正する法律案の概要

趣旨

国家公務員災害補償制度が見直されることを踏まえ、公立学校の学校医等の公務災害補償制度における補償を受ける権利に係る消滅時効の期間を見直す。

概要

- 補償の原因である事故に係る疾病が、その性質上、補償を支給すべき事由に該当するものかどうかを容易に判断することができない疾病として政令で定めるもの※¹である場合には、療養補償等※²を受ける権利の消滅時効の期間を2年から5年に延長する等の改正を行う。

（※1）政令で定める疾病としては、労災法と同様に、脳・心臓疾患、精神疾患等を想定。

（※2）療養補償、休業補償、介護補償及び葬祭補償。

- 上記の措置に伴う所要の経過措置を講ずる。

施行期日

令和9年4月1日